

平成 24 年 2 月  
UR 都市機構

## 東日本大震災によりUR賃貸住宅へ入居された 皆様へのご案内(入居期間終了時の取扱い)

東日本大震災において被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、お住まいのUR賃貸住宅につきましては、平成 24 年 3 月末までの間、機構が独自に無償でご提供してまいりました。

当機構におきましては、引き続き無償でお住まいいただけるよう、災害救助法に基づき応急仮設住宅として地方公共団体に借り上げていただいた上で、皆様に提供するための協議を行ってきたところです。

機構では引き続き協議を行っているところですが、仮に本年 3 月末までに借上げに至らない場合には、平成 24 年 4 月以降も当面、現在の住宅への入居を希望される方々の入居期間を延長することとし、この間の敷金及び家賃を無償でご提供する予定(注)としておりますので、ご案内いたします。

入居期間の延長に当たって必要となる具体的な手続き等につきましては、3 月上旬を目途に個別に皆様へご案内いたします。その他ご不明な点などがございましたら、お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 《お問い合わせ先》

UR 都市機構〇〇支社〇〇部〇〇チーム

TEL. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間は平日 9:15~17:40 (定休日:土・日・祝日)

(注) 共益費につきましては、皆様お住まいの団地の環境を良好に維持するための費用として使われており、入居者全員から毎月お支払いいただいておりますので、平成 24 年 4 月以降は皆様にもご負担をいただきたく、ご理解を賜りますようお願いいたします。